

「地域総合診療専門医」専攻医募集要項

令和7年4月

一般社団法人 日本地域医療学会

専門医制度委員会

地域総合診療専門医制度について

I 目的

日本地域医療学会は、日本の地域医療の質の向上と更なる発展、および「地域をまるごと診る医師」である地域総合診療専門医の育成を目指して設立された学会です。我が国の人口・傷病・社会構造の劇的な変化と人工知能をも含めた科学技術の急速な発展が進む中、地域住民の健康的な生活を守る医療等のあり方には、将来を見据えた確実な対応が求められています。全国各地で地域住民の健康を支えながら変革を推進するリーダーが必要であることから、「地域医療を守る病院協議会」（全国自治体病院協議会、全国厚生農業協同組合連合会、全国国民健康保険診療施設協議会、日本慢性期医療協会、地域包括ケア病棟協会、日本公的病院精神科協会）の会員団体が行ってきた学術活動や認定制度を発展させ、多職種多機関と協働し、保健・医療・介護・福祉を包括的・一体的実践を担う、あるいは支援する「地域総合診療専門医」を育成し認定します。

上記の観点から、地域総合診療専門医は、総合診療専門医を主な基本領域としつつ、総合的な視点を持った臨床系基本領域専門医（総合内科専門医、外科専門医、救急科専門医、家庭医療専門医、病院総合診療専門医等）にも門戸を開き、サブスペシャリティとしての役割も担います。大学医学教育課程の地域枠カリキュラム出身者、ならびに、将来医療機関管理者の役割を担う可能性がある医師は、本専門研修を修了することが強く望まれます。

II 基礎資格について

日本専門医機構「総合診療専門医」を基本の基礎資格とします。

ただし、以下の専門医・認定医資格の取得歴がある医師についても、当分の間、「幅広い傷病に対応してきた研修記録」を提出することにより資格取得が可能です。

<日本専門医機構認定専門医>

- ・内科専門医
- ・外科専門医
- ・救急科専門医
- ・小児科専門医

<学会認定専門医>

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| ・日本プライマリ・ケア連合学会 | プライマリ・ケア認定医、家庭医療専門医
新・家庭医療専門医 |
| ・日本病院総合診療医学会 | 病院総合診療専門医 |
| ・日本内科学会 | 内科認定医、総合内科専門医 |
| ・日本外科学会 | 外科専門医 |

- | | |
|----------|--------|
| ・日本救急医学会 | 救急科専門医 |
| ・日本小児科学会 | 小児科専門医 |

II 研修申請について

専門研修プログラムに所属し研修を開始しようとする専攻医は、以下の要領で申請して下さい。

提出書類

1. 申請書
2. 日本地域医療学会入会届（既入会者不要）
3. 幅広い傷病に対応してきた研修記録
総合診療専門医以外が基礎資格の方は提出要

申請費用 無料

送付先 日本地域医療学会事務局 宛

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-6-6 VORT 芝大門 4F

（注 封書の表に「専攻医申請」と記入してください）

募集期間 随時受け付けていますので事務局までご相談下さい。

申請書を専門医制度委員会で確認、承認されれば研修開始となります
事務局から内容についてお問合せする場合があることをご承知おきください。

III 専門研修プログラム基幹施設

日本地域医療学会ホームページに掲載し随時更新します。

基幹施設がない都道府県についても整備を現在進めております。

ホームページ掲載項目は研修内容の一部であり、学会事務局が申請者と研修基幹施設を仲介したり、話し合いの場を持つなど調整が可能です。

不明な点があれば、学会事務局にまずお問い合わせください

IV 研修制度の詳細

ホームページの「地域総合診療専門医整備基準」ならびに「Q&A集」を参照して下さい。

主要な点を記載します

- 1 総合診療、一般内科診療、回復期・慢性期医療など複数の機能を果たし、地域包括医療・ケアを実践している医療機関で24か月以上の研修
- 2 へき地・過疎地域、離島、医療資源の乏しい地域、または、回復期・慢性期を主体とする医療機関 12ヵ月以上の研修（1. の医療機関が該当すれば重複可）

V プログラム選択について

*いずれも研修開始前に学会事務局に連絡を入れて下さい

1. 研修基幹施設と既に交渉している方
研修基幹施設名を申請書に記載してください。交渉状況も可能な範囲で記載してください（別紙やメール等でも可）。専門医制度委員会において、基幹施設にも確認し、研修内容が専門医研修制度に合致するか事前に確認させていただきます。
また、研修条件等疑義があれば、遠慮なく事務局にご連絡ください。
2. 研修基幹施設を決めていない、応募に迷っている方
まず、学会事務局にご連絡ください。専門医制度委員会が申請者の希望を文書、電話、Web 面談等で確認させていただきます。その上で研修プログラムについて提案し、申請者に選択させていただきます。

VI 専門医制度委員会の役割

- 1 日本地域医療学会内に専門医制度委員会を置き、地域総合診療専門医整備基準作成・改定、研修プログラム施設認定、研修プログラム実施状況確認、専門医試験作成・実施業務などの業務を行っています。
- 2 研修において課題や問題がある場合は、本委員会が申し出を受け付けます。
また、専門医取得後の進路など研修に関することであればご相談ください。

VII プログラムの特色

- 1 地域総合診療専門医の専門医像を一言で言えば、「ひとと地域をまるごと診る医師」です。地域は、総合診療を学ぶ上で最高の環境です。医療資源は少なくとも地域の資源をいかにうまく使うか「現場重視、現場第一の専門医」です。
- 2 本学会の基礎となる「地域医療を守る病院協議会」に加盟六団体（全国自治体病院協議会、日本慢性期医療協会、地域包括ケア推進病棟協会、日本公的病院精神科協会、全国国民健康保険診療施設協議会、全国厚生農業協同組合連合会）が全面的にバックアップします。
- 3 整備基準の研修（専門知識・技能、経験すべき診察・検査、経験すべき手術・処置、地域医療の経験などを、実践的なものは研修施設で学び、学術的分野は、学術集会、学会研修会、基礎六団体学会・研修会等で学びます。
学術集会は、年1回開催し、多くの学生・研修医・専攻医・指導医が参加します。
- 4 専攻医、指導医を対象に Web カンファランス（JACH 地域医療ゼミナール）を月1回開催しております。基礎団体の特徴を生かしたレクチャー、質疑応答、交流会などにご参加頂けるため、精神科や慢性期医療を含めた幅広い知識を身に着けることが可能です。

5 以下を特に配慮します。

- ・妊娠・出産等についてプログラムを柔軟に運用します。
研修中にお困りのことがあれば遠慮なく、学会事務局までご相談ください。
- ・学術集会や研修会をできるだけWebでも参加できる形式とします。
- ・本研修を通して、全国の公立・公的から民間医療機関、大病院から小規模病院・診療所まで幅広い医療機関の情報が得られ、資格取得後の進路の選択について役立ちます。